

議第 5 3 号

呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
 呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
 (呉市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 呉市水道事業給水条例 (昭和 3 5 年呉市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置の新設, 改造, 修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。)) 第 1 6 条の 2 第 3 項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去 (以下「給水装置の工事」という。) をしようとする者は, 管理者の定めるところにより, あらかじめ管理者に申し込み, その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置の新設, 改造, 修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。)) 第 1 6 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去 (以下「給水装置の工事」という。) をしようとする者は, 管理者の定めるところにより, あらかじめ管理者に申し込み, その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>
<p>第 4 2 条 略</p>	<p>第 4 2 条 略</p>
<p>2 管理者は, 水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置が指定工事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは, その者の給水契約の申込みを拒み, 又はその者に対する給水を停止することができる。ただし, 法第 1 6 条の 2 第 3 項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは, この限りでない。</p>	<p>2 管理者は, 水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置が指定工事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは, その者の給水契約の申込みを拒み, 又はその者に対する給水を停止することができる。ただし, 法第 1 6 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは, この限りでない。</p>

(呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部改正)

第 2 条 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例 (平成 2 4 年呉市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

(野呂山専用水道給水条例の一部改正)

第3条 野呂山専用水道給水条例（平成16年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 市長は、給水装置が指定工事業者の施工した給水装置の工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 市長は、給水装置が指定工事業者の施工した給水装置の工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道法の一部改正に伴い、関係条例における所要の規定の整理等をするため、この条例案を提出する。